

京 都 大 学 通 則 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第 3 条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。 日曜日 土曜日 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日 創立記念日 6 月 18 日 夏季休業 8 月 6 日から 9 月 30 日まで 冬季休業 1 2 月 <u>27</u> 日から翌年 1 月 <u>4</u> 日まで</p>	<p>第 3 条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。 日曜日 土曜日 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日 創立記念日 6 月 18 日 夏季休業 8 月 6 日から 9 月 30 日まで 冬季休業 1 2 月 <u>29</u> 日から翌年 1 月 <u>3</u> 日まで</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、教育上の必要があると認めるときは、夏季休業及び冬季休業の期間を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。</u></p> <p><u>3 前 2 項の規定にかかわらず、教育上の必要があると認めるときは、定期休業日に授業を行うことができる。</u></p> <p><u>4 前 2 項の規定の実施に関し必要な事項については、総長が別に定める。</u></p>
<p>(中 略)</p> <p>第 3 7 条 修士課程及び一貫制博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。</p> <p>(1) 大学を卒業した者 (2) 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者 (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者 (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者 (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者 (6) 文部科学大臣が指定する専修学校の専門課程を文部科学大臣が定める日以後に修了した者 (7) 文部科学大臣の指定した者 (8) 大学に 3 年以上在学した者（学校教育法第 102 条第 2 項の規定により、これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、本学において、所定の単位を優れた成績をもつて修得したものと認めた者 (9) 本学において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22 歳に達したもの</p> <p>2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。</p> <p>(1) 修士の学位又は修士（専門職）若しくは法務博士（専門職）の学位を有する者 (2) 外国において、本学大学院の修士課程又は専門職学位課程に相当する課程を修了した者 (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目</p>	<p>第 3 7 条</p> <p style="text-align: right;">(同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>を我が国において履修し、本学大学院の修士課程又は専門職学位課程に相当する課程を修了した者</p> <p>(4) 我が国において、外国の大学の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの当該課程（本学大学院の修士課程又は専門職学位課程に相当する課程に限る。）を修了した者</p> <p>(5) } (略)</p> <p>(6) } (後 略)</p>	<p>(同 左)</p> <p>(5) <u>国際連合大学（国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項の規定によるものをいう。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者</u></p> <p>(6) } (同 左)</p> <p>(7) }</p> <p>附 則 この規程は、平成23年4月1日から施行する。</p>